医推第3550号 令和3年9月30日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会長
(一社) 岡山県歯科医師会長
(一社) 岡山県助産師会長

(各通)

岡山県保健福祉部長

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示の施行について

保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり、厚生労働省医政局長から通知がありましたので、その内容について御了知いただくとともに貴会所属の会員への周知方お願いします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

(ホームページ)

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】 http://www.pref.okayama.jp/site/361/